

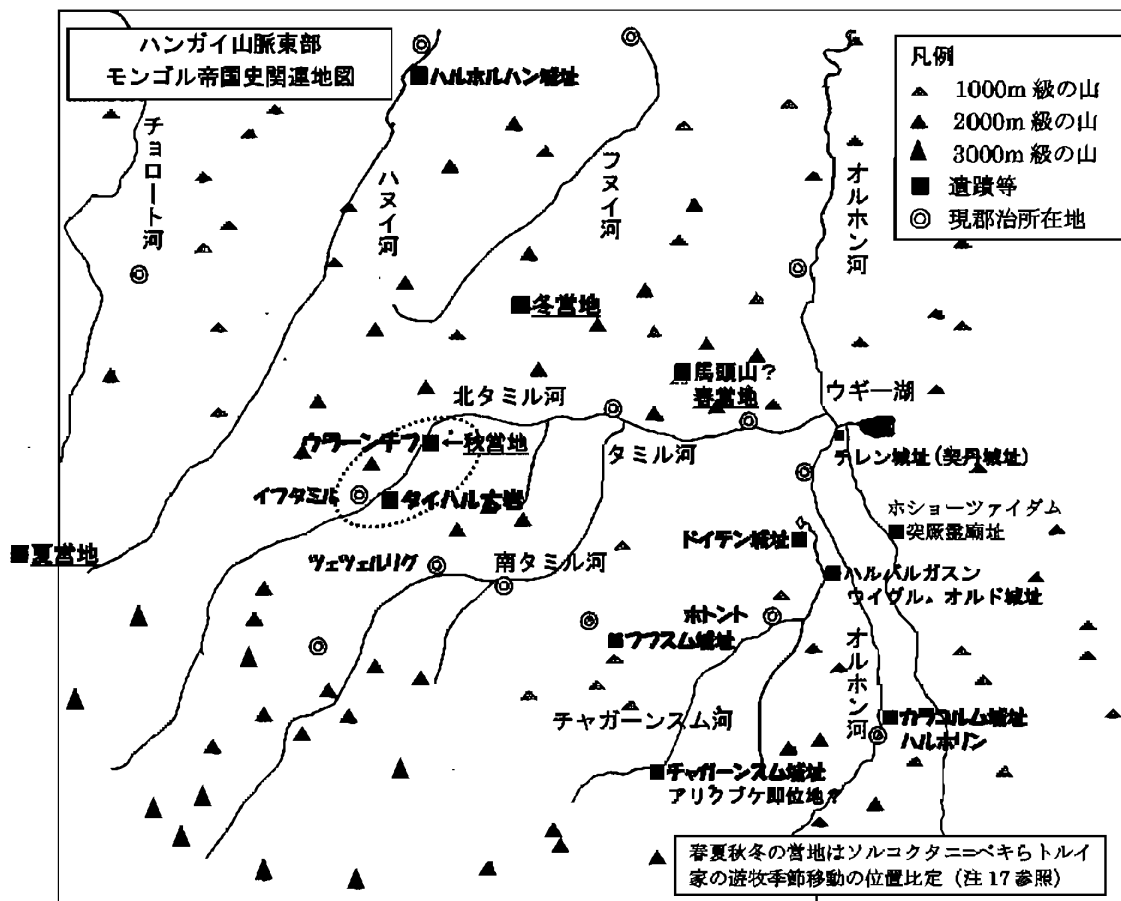
モンゴル国発見の史格の墨書について

松田孝一

はじめに

2013年夏季の日本モンゴル合同の「ピチエース（碑文）Ⅲ」調査¹は9月1日～9月7日にモンゴル国において実施された。参加メンバーは日本側が松田孝一（大阪国際大学〔名誉教授〕）、村岡倫（龍谷大学）、松川節（大谷大学）、モンゴル側が A. オチル（国際遊牧文明研究所）であった。9月6日、タイハルチョロー（Taikhir Chuluu, 以下「タイハル大岩」、アルハンガイ県イフタミル郡所在）において、漢文の墨書を発見した（位置は地図1を参照）。それに関して報告する。

地図1



¹ 「ピチエースⅢ」は2009年11月5日に、日本側は大阪国際大学特任教授（現名誉教授）松田孝一、モンゴル側は国際遊牧文明研究所所長・アカデミー会員エンフトブシンとの間で締結された。

1. 墨書の発見

タイハル大岩は、写真1に見られるように平原に屹立する。周囲は68.9mあり²、高さは20mほどはあると思われた。15:00頃からタイハル大岩に書かれている墨書の調査を行った。この大岩には写真でもうかがえるようにキリル文字などで現在でも新たな落書きが書き加えられているが、ルーン文字、ウイグル文字、モンゴル文字、満州文字、チベット文字などで記された古い時代の墨書もある³。それらの墨書に関する調査の記録は、1999年にモンゴル国で出版された『モンゴル文化遺産図冊』⁴に含まれている。

タイハル大岩の表面を調査隊メンバーが順次調査を進め、既知のウイグル文字ウイグル語墨書の写真撮影を行った際に、松田はウイグル墨書の左に、写真3の漢文墨書を発見した。この墨書は、『図冊』に記載されている2通の漢文墨書とは異なる新しいものであった。

この漢文墨書は、大岩のおよそ西側の側面の地面からおよそ50～60cm程度の高さの位置にあった。大岩の前に小岩があり、その小岩に筆者が腰掛けるとこの墨書はやや低目の位置となり、覗き込む感じで見ることができる。ただ、やや突き出た岩の下で陰になっているために目につきにくく、これまで気づかれなかったものと思われる。

2. 墨書の録文

録文		
3	2	1
真 定 史 格 題	到 此	丁 酉 歲 秋 八 月 □

墨書は次の内容である。まず、写真3～5から復元できる文字は左に掲げる通りである。

1行目 丁酉歲秋八月□

「丁酉」が西暦何年に当たるかは干支だけでは判断できない。ただ、以下の解説で、1237年（丁酉）であることが確定される。

行の最後の文字は、日付が来るべき場所である。1文字のみなので、「朔」か「望」が想定されるが、そのようには判読できず、また「記」のような字形に見えるが、不明としておく。

2行目 到此

「此」はタイハル大岩の場所を指すことはいうまでもない。

3行目 真定史格題

「真定」は現在の河北省石家荘地域の元代地名。当初は「真定府」のちに「真定路」。「史格」は以下で解説するようにモンゴル帝国～元朝時代の真定の有力者史天沢の長男。「題」はこの墨書を書きしるしたという意味。したがって、この録文は、

1237年の旧暦の8月□、タイハル大岩のところに来た。真定の史格がこれを記した。という意味となる。

² 森安孝夫・オチル『モンゴル国現存遺跡・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会、1999年、p.74（宇野伸浩の1998年の計測記録）。

³ 森安・オチル前掲書、p.26。

⁴ Монгол нутаг дахь түүх соёлын дурсгал, сэдэвчилсэн лавлах, бүтээлийг эрхэлсэн Лувсандамбын Дашням et al., Улаанбаатар, Монголын Хүмүүнлэгийн ухааны Академи, 1999, pp. 222-225.

写真1 タイハルチヨロー(大岩)西側面(村岡倫氏撮影)
史格に関する墨書は矢印の先の岩壁に記されていた。

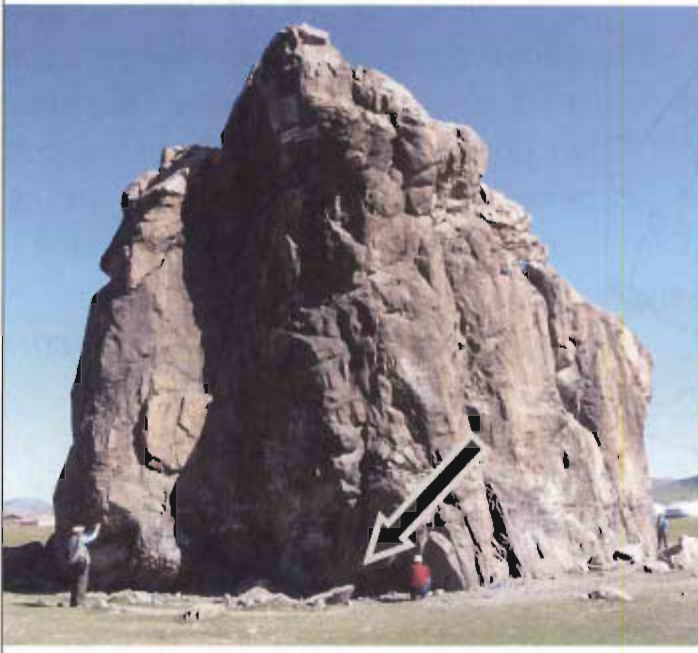


写真2 フラランチヒン(赤耳)山
(現ウラランチフ山)西南面
タミル河右岸(南岸)にある。



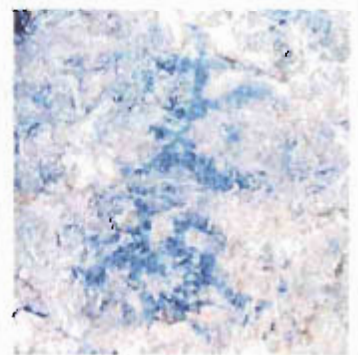
写真3 墨書全体



写真4 第1行目 不明文字



写真5 第3行目「史格」





3. 墨書の歴史的背景

まず、「真定の史格」という人物について述べておく。真定に関わる「史格」は、『元史』巻 155、史天沢伝に、史天沢の長男として記録されている。史天沢は、真定（地図2）を根拠地としてチンギス=ハンの金朝領（漢地と称する）侵攻時期にいち早くモンゴル側についた漢地の武人である⁵。タイハル大岩に記されている「史格」とはこの史天沢の長男「史格」と考えられる。

史格はこの墨書を記した「丁酉歳」（1237）に何歳であったのか。

史天沢伝には史格の伝記が附記されている。しかしながらそこには、後述するように 1251 年のモンケ=ハンの任官の記事以後の記録しか

のこされていない。ただ、彼の享年の記録があるので 1237 年の時の年齢もある程度は推測できる。『元史』によれば、史格はフビライ時代に南宋遠征に従軍し、広州の崖山（島）で南宋帝室を滅した後、数度官位を昇進して 58 歳で死去した。死去が南宋滅亡の年（1279）であれば、彼の誕生はその 57 年前の 1222 年のことである。タイハル大岩に記載された「丁酉歳」を 1237 年に比定すると、史格はその年に「数え」16 歳であったことになる。ただ、史格の死去は、数度の昇進を考えると南宋滅亡年より後年と想定され、57 年前の誕生も 1222 年より後年となり、1237 年には 16 歳にはなっておらず、それ以下であったことになる。

タイハル大岩に記載されている史格が、史天沢の長男史格であるとする、16 歳かそれよりも若年の彼がタイハル大岩のところまで来た理由は何が考えられるのか。史天沢は、『元史』の列伝によれば、1229 年のオゴデイ=ハンの即位時に真定などの河北の五路（真定、河間、大名、東平、済南）の万戸に任命され、真定を本拠地とした。1234 年にモンゴル軍が金朝皇帝を南宋国境近くの蔡州で滅ぼした後、従軍した史天沢は真定に戻り、民政の充実に力を入れ、1235 年にオゴデイ=ハンの三男のクチュ（曲出）の南宋攻撃にも参加、1237 年には、王族のフンプハ（口温不花）の光州攻撃にも従ったと記録されている。ただ、それ以後は 1251 年のモンケ=ハンの即位までその活動は記録されていない。

1237 年以後の史天沢の事績に関して、王恂撰『秋澗先生大全文集』巻 48、史公家伝に、「(1238~39 年のこととして、真定路の) 監郡 (=ダルガチ) のモンケサル (忙哥撒兒) が、モンゴル兵、家族数万人を真定の州郡の区域に居住させた。帳 (ゲル) を置いたところではクワの木が切られ、田畑の実りが踏み荒らされ、(農民たちは) 生きる元気を失った。史天沢は、(領主の) 太后 (=ソルコクタニ=ベキ) に申し上げて、(モンゴル兵と家族は) す

⁵ 池内功「史氏一族とモンゴルの金国経略」『中嶋敏先生古稀記念論集』上、汲古書院、1980、pp. 481-511。

べて嶺北（モンゴル本土）へ移させた。その結果、農村では生きる喜びを取り戻した。現在に至るまで真定の兵士や農民が他の地域より優れているのは史天沢の手厚い政治のおかげであった」という記載がある。ソルコクタニ=ベキが真定を配下のモンゴル軍とその家族の牧地として使用しようとした「事件」が起きたのである。

史天沢が本拠とした真定は、オゴデイ=ハンが金朝征服後の1236年（丙申年）に実施したモンゴル王侯への領地、領民分与（いわゆる「丙申年分撥」）で、チンギス=ハンの末子のトルイの領地となった。トルイは金朝征服戦に参加して、1232年に死去しており、領地、領民の分与の際には、トルイの妻のソルコクタニ=ベキが実質的にその受領者となった⁶。

ソルコクタニ=ベキには、トルイとの間にモンケ、フビライ、フレグ、アリクブケの四子がおおり、トルイの死後、すぐにはトルイの財産を分割せず、ソルコクタニ=ベキがトルイ家をひとまとめにしていた。分割がなされたのは、長男のモンケが第4代のハンとして即位した1251年以後のことである⁷。1232年のトルイの死後、モンゴル本土の遊牧地の領地・領民も、1236年の「丙申年分撥」で獲得した漢地の真定の領地・領民もすべて、少なくとも1251年の長男モンケの即位までは、この寡婦ソルコクタニ=ベキが管理していた⁸。

従って1236年の「丙申年分撥」以後は、史天沢は、トルイ家の漢地領地、真定の行政の長官で、ソルコクタニ=ベキの下に位置づけられていたのである。1238～39年に起きた真定での上記の「事件」に出てくる監郡モンケサルは、ソルコクタニ=ベキが真定に置いたモンゴル側派遣の行政長官であり、史天沢は真定在地の漢人側の行政長官という関係になる。史天沢はトルイ家の当主であるソルコクタニ=ベキに真定の窮状を訴え出て、状況を改善したという状況が読み取れる。

ソルコクタニ=ベキは、真定がトルイ家の領地となると、元ウイグル国大臣のセヴィンチトオリルを行政長官（断事官兼任の真定府路大ダルガチ）として配置し⁹、また「規運庫」なる機関を設立して高良弼をその長官（「使」）に任命して¹⁰漢地の統治・経営管理を開始した。上記のダルガチのモンケサル（セヴィンチトオリルの後任であろう¹¹）の「事件」もそ

⁶ 「窩闊台汗の「丙申年分撥」再考（1）—「答里真官人位」の寧海州分地について—」『西域歴史語言研究集刊』第四輯，中国人民大学国学院西域歴史語言研究所，pp.115-134。

⁷ 1252年2月～3月の間にソルコクタニ=ベキは死去し（『集史』モンケ=カアン紀）、同年に真定の南にフビライ（懷孟路）、フレグ（彰徳路）に領地が新たに設定されている。アリクブケも1255年には真定路に命令を発して（沈濤編『常山貞石志』巻15、大朝国師南無大士重修真定府大龍興寺功德記）おり、その年までに真定を分地として継承している。おそらくモンケの即位（1251年）後、ソルコクタニ=ベキの死（1252年）を区切りとしてトルイ家の領地、領民などの相続財産は分割されていたのであろう。

⁸ 「フラグ家の東方領」『東洋史研究』39-1, 1980, p.38-39, pp.42-43。姚燾『牧庵集』巻23、有元故少中大夫淮安路総管兼府尹兼管内勸農事高公神道碑に、オゴデイ=ハンがトルイに真定をその領地として与えたが、トルイはその時までには生きていなかったため、莊聖太后（ソルコクタニ=ベキ）がこの分邑（領地）の支配者となったと記載している。

⁹ 沈濤編『常山貞石志』巻21、哈珊神道碑に、「公之大父諱寫云赤篤忽璘（中略）命以宣差真定府路都達魯華赤断事官，監是郡國。」とあり、『元史』巻134、小雲石脱忽憐伝に、「〔小雲石脱忽憐〕太祖時，與其父來歸。從征回國還，事睿宗於潛邸。真定，睿宗分地，以爲本路断事官」とある。セヴィンチトオリルの事績についてそれ以後の記録はなく、子孫の事績記録が続くため、彼自身は真定の長官に任じられた後、そう長くは存命ではなかった可能性がある。

¹⁰ 姚燾『牧庵集』巻23、高公神道碑。

¹¹ 注9参照。

の直後に起こったものである。

また、ソルコクタニ=ベキはモンゴル本土に本拠を置き、真定の統治・行政のための真定の官僚を召喚して接触した多くの事例もみることができる。例として、五路万戸史天沢の配下で行軍参謀兼検察使の王守道は、真定がトルイ家の領地となったのち、ソルコクタニ=ベキのもとへ年々歳々上申にでかけている（『元史』巻153、王守道伝）。

しかし、史格はそのようなソルコクタニ=ベキによる漠地の領地の在り行政官を召喚したのに応じてモンゴル本土に真定から到来したのかということとそういう事情ではないと考えられる。チンギス=ハンの作った「大モンゴル国」には、服属した国や勢力に対して要求した6項目の義務があった（『高麗史』巻26、元宗世家巻2、五年三月の「我太祖成吉思皇帝制度」、『元史』巻209、安南伝のも同様記載）。その一項目に「人質を納める」義務があげられている。漠地の在り行政長官の子弟もまた同様の義務を負った¹²。実際に真定路の稟城県長官（「令」）に就任していた董文炳は、1250年ソルコクタニ=ベキが領地の子弟を召し出したのに応じて、弟の董文用を連れてカラコルム城（首都）でソルコクタニ=ベキに拝謁し、以後文用はフビライに仕えている（『元史』巻156、董文炳伝、同巻148、董文用伝）。送られた人質は文用のように領主の側近、親衛組織（ケシク）に編入され、帝国の大ハン、あるいは各王家のエリートとしてのトレーニングを受けて次代のハンや王子たちの有力家臣として成長して行ったのである¹³。1236年の丙申年分撥で、真定がトルイ家の領地となった後、真定の在り行政長官たる史天沢が、その子、史格をトルイ家の本拠地へ人質として送る義務があったことはこれにより確認される。

トルイ家のモンゴル本土の領地はどこにあったのか。その位置について筆者はかつて検討したことがあり、その論考¹⁴の結論は、トルイ家の領地の所在はチンギス=ハン時代から継続して、カラコルムの西方一帯のハンガイ山脈内であった。

その論考で真定からハンガイ山脈のトルイ家の遊牧地に旅した張徳輝なる人物の記録（王惲撰『秋澗先生大全文集』巻100、『塞北紀行』、『元史』巻163、張徳輝伝）を取り上げた。張徳輝は史天沢の真定の役所の経歴官（事務出納係）となり、1235年には史天沢の南征に同行して兵站業務などを遂行した人物である。その旅行記によると、張徳輝は真定を1247年旧暦6月に出発し、ハンガイ山脈内のトルイ家の領主¹⁵の場所に至っている。そ

¹² 海老澤哲雄「モンゴル帝国の東方三王家に関する諸問題」『埼玉大学紀要』教育学部、人文・社会科学、21、1972、pp. 36-37。

¹³ 甘肅の臨洮府はコデン（オゴデイ=ハンの子）の分地であったが、臨洮府知府の趙阿哥潘はその息子重喜をコデンの下の親衛部隊（kešig）に出仕し、その後、重喜は臨洮府元帥、臨洮府ダルガチを歴任し、コデン家の領地支配を担当する家臣として活動している（『元史』123、趙阿哥潘伝）。

¹⁴ 「トルイ家のハンガイの遊牧地」『立命館文学』第537号、1994、pp.285-304。

¹⁵ 『元史』巻163、張徳輝伝では、張徳輝が旅して行った先を世祖（フビライ）と記すが、オリジナルの『塞北紀行』では、「王」という表現があるだけである。フビライならばフビライだと『塞北紀行』でも明記したはずである。後段でも述べるように、いわゆる「アリクブケの乱」の時に、「一王」が史格を召喚して、フビライと対抗する行動に引き入れたことが記されている（注19参照）。「一王」はアリクブケを指している。フビライの覇権確立後、フビライと敵対したアリクブケの名を明記するのを憚って曖昧に「一王」としたと思われ、『塞北紀行』の「王」も同様に明記を避けた結果と理解される。『元史』の張徳輝伝は、編集の段階であえてフビライへ書き換えた可能性があると考えておきたい。

の旅程を整理すると次の表になる。

張徳輝旅程表	
1247年	ウギー湖西の契丹城址から西北1 駅で馬頭山到着。
	馬頭山北麓から西南のフランチヒン（赤耳）（タミル河沿い）到着。
	東北1 駅で石塚 ¹⁶ （高さ1.5m）到着。
	石塚から西南3 駅で東北流の唐古河（チョロート河）対岸へ横断。 対岸側の高山南麓の王の夏営地到着。
8月	夏営地出発、石塚、フランチヒン經由後、東北へ陀山到着。
9月9日	大牙帳訪問。10月中旬、山間の冬営地到着。
1248年正月3日	大牙帳訪問。16日西南へ。2月中旬フランチヒンを東へ。馬頭山で水鳥（湖水?）を鷹狩。
4月9日	大牙帳訪問。駅道經由で夏営地へ。

旅程を見ると、張徳輝が付き従った「王」の遊牧移動の経路がわかる。その遊牧範囲は東は馬頭山から、タミル河沿いのフランチヒン（忽蘭赤斤）を経て、西のチョロート河まで東西の幅を持つ¹⁷。張徳輝は王のこの遊牧地を、王に従って移動したのである。

『塞北紀行』はフランチヒンという名称について「山の名前でその形が赤い耳のようであるからである」との解説を附記している。タイハル大岩は北タミル河沿いにあり、そして、フランチヒンが音韻変化した形のウランチフ（赤耳）と名付けられる山が、現在タイハル大岩から東北へ14～15km、北タミル河を少し下った右岸にそびえている（写真2）。筆者は1998年にもウランチフ山をタイハル大岩から遠望し、本年の調査でもタイハル大岩に到る直前に北タミル河の対岸からこのウランチフ山の写真撮影を行った。まさしく赤みがかった岩山で、形は耳の形をしている¹⁸。

この岩の形状から張徳輝がこの現在のウランチフの地を王の移動に従って往来したことは間違いない。馬頭山からチョロート河までの範囲に、当然のことながらタイハル大岩がトルイ家の遊牧圏に含まれる。

従って、史格がソルコクタニベキヤフビライなどのトルイ家の諸王子たちのところへ参上した際にタイハル大岩のところへ立ち寄る可能性は十分にある。さらに張徳輝の旅程記録にフランチヒンを通るのは旧暦2月、8月と記されている。墨書に記載された「八月」とは、まさしくそのひとつと一致し、夏営地から冬営地へと移動する時期（秋のはじめ）に通るべき時期にあたる。史格はトルイ家の王の遊牧移動に従属して秋営地に達した際に

¹⁶ この「石塚」について『塞北紀行』は、「駅道の傍らにあり、高さは5尺で、下の周囲は40余歩」と記している。換算すると、高さは1.5m、下の周囲は60m～70m程度となる。「石塚」の漢字の意味としては、土盛りした墳墓でその上に石碑を立てたものと解されるので、タミル河沿いはもちろんモンゴル西部に多くみられる列石墓（ヘレクスル/ヒルギスフル）、鹿石のある遺蹟を指しているものと思われる。（白石典之氏のご教示を参考とした。記して謝意を述べたい）。

¹⁷ 附図の春夏秋冬の営地の所在は、白石前掲書 pp.303-306 においてフビライの営地についての白石の見解や地図に従って松田が適宜附図上に配置した。白石は春営地をタミル河北岸の丘陵地帯の一角、夏営地をチョロート河、秋営地を忽蘭赤斤（フランチヒン）、冬営地を現山名イフオール（大山）南麓に比定する。附図では春営地の馬頭山の位置のみタミル河の右岸側から左岸側に修正案として提示した。

¹⁸ 松田孝一「行動記録1998」、森安孝夫・オチル編『モンゴル国現存遺蹟。碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会、1999、p.74。白石典之『モンゴル帝国史の考古学的研究』同成社、2002、p.306。

タイハル大岩に立ち寄ったと推察される。

史格は、『元史』の伝記によればモンケ時代に、モンケが史天沢に衛州所属の5県（汲、胙城、新郷、獲嘉、藕門）を領地として与えた際に、衛州節度使に任命された。遅くともこの時点では史格は漢地に戻っていたのである。その後モンケの四川遠征に親子とも参加した。モンケが四川で死亡すると、1260年末弟アrikブケがカラコルム西のアルタン河で即位し（地図1）、一方フビライは内蒙古ドロンノール（後の上都）の地で即位し、まさに南北朝並立となった。両者の覇権争いに、父の史天沢はフビライ側（南朝）に残り、子の史格はアrikブケ側（北朝）の誘いに応じて、北方（イェニセイ河上流の）ケムケムジュート（謙州）へ逃げ、そこで5年間とどまった後、（アrikブケの降伏とともに）1264年に父のところへ戻り¹⁹、その後はフビライ政権下で父子ともども活動した。史格がアrikブケ側に付いたのは、人質としてモンゴル本土のトルイ家の本拠地に出仕してアrikブケと誼みを通じたことが背景としてあったからではなかろうか。

おわりに

以上の解説により、漢地の真定の有力者で在地の行政長官であった史天沢には、1236年の「丙申年分撥」で真定がトルイ家の領地となった結果、チンギス=ハンの定めたまきまりに従い、自らの長男史格を、トルイ家のモンゴル本土の遊牧の本拠地にいる領主（当時はソルコクタニ=ベキ）のもとへ人質として送る義務があった。トルイ家の遊牧の本拠地はハンガイ山脈にあり、フラーンチヒン（現ウラーンチフ）を含む地域一帯に展開しており、タイハル大岩はウラーンチフ近くに位置している。

タイハル大岩の墨書に見える、丁酉の歳（1237年）8月にタイハル大岩に到来した「真定の史格」なる人物は、真定の漢人の行政長官、史天沢の長男であり、そこに到来した理由とは、領主たるトルイ家の当主ソルコクタニ=ベキのもとに人質として史天沢から送られ、領主の8月の遊牧移動の動きに従属していたためと推察される。

「史格」の墨書はこうして書き残された。『元史』巻155、史天沢伝、史格附伝には、史格が後にアrikブケに付いたことには口をつぐんでいる。アrikブケ側に付いていたことはフビライ政権下に復帰した史格にとっては触れることのできない過去であったのであろう。そのような背景から史格の16歳ないしはそれ以下のモンゴル本土でのトルイ家王家での誇るべき履歴は、『元史』では語られなかったのである。今年度のビジュアル調査により、『元史』に記載されていない史格に関する歴史資料がひとつ確認されたことになる。

（本稿は、平成25年度科学研究費補助金「新出土契丹文字資料・モンゴル文字資料に基づくモンゴル史の再構成」（基盤研究（B）課題番号23320155）による成果の一部である）

（まつだ こういち 大阪国際大学名誉教授）

¹⁹ 史格の伝記である姚燧「平章政事史公神道碑」（蘇天爵『国朝文類』巻62所収）に「一王召公偕北絶漢留謙州、依儲氏姑居五年而帰」とある。